

14児家第637号

平成14年10月16日

各市町村保育所担当課長様

長崎県児童家庭課長

保育所入所の円滑化に対する取組について

のことについて、下記事項の取扱いに関し、児童福祉法に基づく保育所制度の趣旨を逸脱する事例が最近、見受けられます。

市町村においては、別紙のとおりその趣旨を再確認して頂き、管内の保育所に対し適切にご指導して頂くようお願いします。

記

1 私的契約児を受け入れることについて

(※私的契約児とは法律上の措置によらないで入所した児童の呼称。)

2 定員の弾力化について

1. 私的契約児を受け入れることについて

保育所とは保育に欠ける児童が入所する施設であるが、昭和52年12月15日児発第785号厚生省児童家庭局長通知によれば、その地域における保育に欠ける児童を入所せしめたのち、定員に余裕がある場合においては、市町村の保育の実施による児童以外に保護者より直接委託を受けたいわゆる私的契約児を入所させることも差し支えないこととされている。これは、保育の実施後において、定員に余裕がある場合に限り認められた措置である。

また、児童福祉施設の長の義務としては、児童福祉法第46条の2により市町村等から保育の実施のための委託を受けたときは正当な理由がない限りこれを拒んではならないとされ、児童福祉施設の公共的性格を明らかにし、児童福祉法による保育の実施の目的を達成するための規定がなされている。

ここで「正当な理由」とは何かであるが、受入のための余力がないこと、例えば、当該児童に伝染性疾患があるため他の入所児童に感染するおそれがあること、その施設の性質から見て引き受けることができないこと等が挙げられる。受入のための余力がないといつても、私的契約児を入れて満員となっていることは正当な理由にはならない。つまり、このような場合には私的契約児を退所させて対象となる児童を入所させなければならないのである。

次に、私的契約児の利用料であるが、入所費用については児童福祉法上の措置ではないので、公費負担がなされない。そのため私的契約児について他の入所児童と同等のサービスを提供する場合、利用料は保育所運営費の単価を下回るべきではない。この考え方は運営費の性質による。そもそも「運営費」とは市町村が児童福祉法第24条の規定により、保育所での保育の実施を行った場合における法第50条第6号の2又は第51条第4号に規定する保育の実施につき法第45条の最低基準を維持するための費用である。このことから、私的契約児の保育費用は運営費の算定上に含まれていないことは明らかで、サービスの程度が等しく行われている以上、私的契約児から正当な利用料が徴収されていない場合は、保育所運営に重大な支障を来たすこととなる。

以上のとおり、私的契約児の保育は保育期間の継続性において不安定なものであり、運営費の対象とならないので、利用料については保護者からの保育単価全額負担が確保できない限り保育所の運営ができないこととなるのである。

私的契約児の申込みがあった場合、先ず、園においては、上記のとおり保育所運営の概要を説明していただき、児童福祉法上の保育の実施という手続きを踏まえるよう、保護者に伝え、しかる後、定員に余裕がある場合に限り、その受入を検討していただくようお願いする。